



# トップアンドコア通信

【令和2年10月31日号】

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が過去最多となるなど、今夏のピーク時に匹敵する増加傾向となっていることから「第3波到来」とも言われています。そんな中、コロナ禍の影響による解雇・雇止めは6万人を超えると報道されており、契約社員や派遣社員などの非正規労働者への影響は特に大きくなると予想されます。

## ■ 派遣労働者の同一労働同一賃金にかかる局長通達（令和2年10月20日発出）

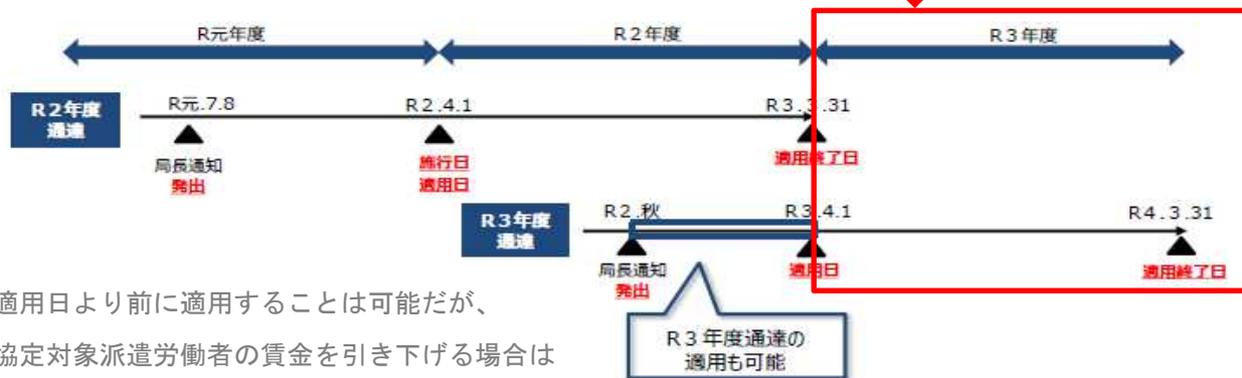
派遣労働者の同一労働同一賃金について「労使協定方式」を選択した場合の指標は、毎年6～7月に発表されることから、本年は新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響の先行き等が明らかではないとの理由で今まで延期されていました。

令和3年度に適用される「一般の労働者の平均的な賃金の額」が10月20日に発表されました。コロナ禍による労働市場への影響等を踏まえた特例もありますので、昨年からの変更点と合わせて確認のうえ、来年度に向けた労使協定締結の準備を進める必要があります。



### <適用日および主な指数>

適用日：令和3年4月1日～令和4年3月31日



※適用日より前に適用することは可能だが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げの場合は労働条件の不利益変更となる点に留意すること

指数等	内容	令和2年度通達の数値	令和3年度通達の数値
1.賞与指数	職業安定業務統計の求人賃金に特別給与が含まれていないことから、これを加味するために、賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の特別給与により算出した指数	0.02	0.02 (変更なし)
2.能力・経験調整指数	能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給与（産業計）に賞与を加味した額により算出した指数	職種・年数により、前年を上回る状況	が出ている
3.学歴計初任給との調整	賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の数値には中途採用者が含まれていることを踏まえ、当該影響を調整するために、賃金構造基本統計調査の学歴計の初任給との差を控除するために算出した数値	12%	12.6%
4.一般通勤手当	同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額のうち、通勤手当に係る額	72円	74円
5.退職手当に関する調査	同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額のうち、退職手当（退職金前払いの方法、中小企業退職金共済制度で比較する場合）に係る額等	「賃金事情等総合調査」（中労働委員会）のみ更新	
6.退職金割合	同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額のうち、退職手当（退職金前払いの方法、中小企業退職金共済制度等への加入の方法の場合）に係る額	6%	6% (変更なし)

## <新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う労働市場への影響等を踏まえた取扱い>

以下の要件すべてを満たす場合に限り、令和2年度の「一般賃金の額」を適用することが可

- ①派遣労働者の雇用維持・確保を図ることを目的とすることを労使協定に明記
- ②事業所および特定の職種・地域で事業活動の指標が現に影響を受けていること/今後も見込まれることを具体的に労使協定に明記
- ③「一般賃金の額（令和2年度）」を適用する旨およびその理由を明確に労使協定に記載
- ④①の対応策と②の指標にかかる根拠書類を都道府県労働局へ提出すること  
※提出方法は本年末に公表予定



### ◎派遣先が派遣元に対し、上記の例外的取扱いの適用の有無を限定することは不可

（「労使協定方式に関するQ & A【第3集】」には、派遣先が指導対象になり得ると明記されている）

## ■ 派遣労働者の「労使協定方式」の過半数代表者の適切な選出手続きのポイント



派遣労働者の同一労働同一賃金について、派遣会社が「労使協定方式」を採用するときに最も注意しなければならない点は以下です。

適切な手続きを経て選出された過半数代表者と締結された労使協定でなければ、労使協定方式は適用されず、**派遣法が定める原則である「派遣先均等・均衡方式」が適用される**

厚生労働省のホームページには「過半数代表者の適切な選出手続きを～選出するにあたっての5つのポイントをご紹介します～」というリーフレットが公表されています。過半数代表者を選出するにあたり、次のような方法で行っている派遣会社は注意が必要です。



メールなどで労働者の意向を確認する場合には、意思の確認に特に注意が必要です

### 返信がなかった人を「信任」したものとみなすことについて

派遣労働者を含む全ての労働者に対してメールで通知を行い、そのメールに対する返信のない人を信任（賛成）したものとみなす方法は、一般的には、労働者の過半数が選任を支持していることが必ずしも明確にならないものと考えられます※1。

労働者の過半数が選任を支持しているかどうかを確認するために、**電話や訪問などにより、直接労働者の意見を確認するようにしましょう※2。**

- ※1 メールのほか、イントラネットなどで労働者の意思の確認を行う場合も同様です。
- ※2 事業主単位での確認が困難な場合は、事業所単位での締結をご検討ください。



## 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL : 03-3349-8370  
【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL : 052-589-8753  
【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビズネスセンタービル 6F TEL : 092-273-0503  
E-mail : [contact@topandcore.or.jp](mailto:contact@topandcore.or.jp) <http://www.topandcore.com/>

